

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 北海道電力管内 令和6年9月1日実施

旧	新
<p>第3条定義</p> <p>次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、<a href="#">附則2</a>（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定めるところによります。</p> <p>(10)～(21) (省略)</p> <p><a href="#">(22)夏季</a> <u>毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</u></p> <p><a href="#">(23)その他季</a> <u>毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</u></p> <p><a href="#">(24)ピーク時間</a> <u>夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、<a href="#">附則3</a>（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。</u></p> <p><a href="#">(25)昼間時間</a> 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、<a href="#">附則3</a>（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p><a href="#">(26)夜間時間</a> <u>ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。</u></p> <p><a href="#">(27)休日</a> 土曜日および<a href="#">附則3</a>（休日等）に定める日をいいます。</p> <p><a href="#">(28)平日</a></p>	<p>第3条定義</p> <p>次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、<a href="#">別表2</a>（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定めるところによります。</p> <p>(10)～(21) (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><a href="#">(22)昼間時間</a> 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、<a href="#">別表3</a>（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p><a href="#">(23)夜間時間</a> 昼間時間以外の時間をいいます</p> <p><a href="#">(24)休日</a> 土曜日および<a href="#">別表3</a>（休日等）に定める日をいいます。</p> <p><a href="#">(25)平日</a></p>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 北海道電力管内 令和6年9月1日実施

旧	新
<p><u>(27)</u>以外の日をいいます。</p> <p><u>(29)</u>いちたかガスワン 当社グループ会社である、株式会社いちたかガスワン（北海道札幌市中央区南8条西6丁目1036番地所在、代表取締役社長佐藤勝治）をいいます。</p> <p><u>(30)</u>債権譲受人 当社が料金その他の債務に係る債権を譲渡する、いちたかガスワンまたは当社が定める第三者をいいます。</p> <p>第9条 契約期間</p> <p>(1) 契約期間は、<u>供給開始日から供給開始日が属する年の12月分の料金に係る計量期間等の終期（契約期間が3ヶ月に満たない場合は、供給開始日が属する年の翌年の12月分の料金に係る計量期間等の終期）</u>といたします。ただし、<u>電力供給契約書に別に定める場合には、電力供給契約書のとおりといたします。契約期間内は原則として契約を解約できませんが、双方が合意すればこの限りではありません。</u></p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>第15条 料金</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 料金は、基本料金、<u>従量料金（附則1（燃料費調整）(1)によって算定された燃料調整額を含みます。）</u>および<u>附則2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって</u></p>	<p><u>休日</u>以外の日をいいます。</p> <p><u>(26)</u>いちたかガスワン 当社グループ会社である、株式会社いちたかガスワン（北海道札幌市中央区南8条西6丁目1036番地所在、代表取締役社長佐藤勝治）をいいます。</p> <p><u>(27)</u>債権譲受人 当社が料金その他の債務に係る債権を譲渡する、いちたかガスワンまたは当社が定める第三者をいいます。</p> <p>第9条 契約期間</p> <p>(1) 契約期間は、<u>次のとおりといたします。</u> <u>イ計量日が1日の場合は、供給開始日から供給開始日が属する年度（毎年4月1日から翌年の3月31日）の末日までといたします。ただし、契約期間が3ヶ月に満たないときは、供給開始日が属する年度の翌年度の末日までといたします。</u> <u>ロ計量日が1日以外の場合は、供給開始日の翌日以降最初にむかえる4月分の料金に係る計量期間等の終期といたします。ただし、契約期間が3ヶ月に満たないときは、更に翌年の4月分の料金に係る計量期間等の終期といたします。</u> <u>ハイおよびロにかかわらず、電力供給契約書に別に定める場合には、電力供給契約書のとおりといたします。</u></p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>第15条 料金</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 料金は、基本料金、<u>電力量料金（別表1（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額を含みます。）</u>および<u>別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によ</u></p>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 北海道電力管内 令和6年9月1日実施

旧	新
<p>算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>(3) 基本料金および従量料金は、契約種別ごとに次のとおりといたします。ただし、電力供給契約書に別に定める場合には、電力供給契約書のとおりといたします。</p> <p>イ 業務用高圧電力 A</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(ロ)基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき契約電力1キロワットに対して次のとおりといたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>当該一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 A の基本料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの</p> </div> <p>(ハ)従量料金</p> <p>従量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時に対して次のとおりといたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>当該一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 A の電力量料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの</p> </div> <p>(ニ)電気最終保障供給約款の変更に伴う切替措置</p> <p>当該一般送配電事業者の電気最終保障供給約款の変更に伴い、(ロ)および(ハ)の料金率が変更となる場合で、計量期間等の始期が変更後の電気最終保障供給約款の実施日より前かつ計量期間等の終期が当該実施日以降となる料金の算定における料金率は、変更前の電気最終保障供給約款に定める(ロ)および(ハ)を適用いたします。</p> <p>ロ 産業用高圧電力 B</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(ロ)基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき契約電力1キロワットに対して次のとおりといたします。</p>	<p>算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>(3) 基本料金および電力量料金は、契約種別ごとに次のとおりといたします。ただし、電力供給契約書に別に定める場合には、電力供給契約書のとおりといたします。</p> <p>イ 業務用高圧電力 A</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(ロ)基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき契約電力1キロワットに対して料金表のとおりといたします。</p> <p>(削除)</p> <p>(ハ)電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時に対して料金表のとおりといたします。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>ロ 産業用高圧電力 B</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(ロ)基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき契約電力1キロワットに対して料金表のとおりといたします。</p>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 北海道電力管内 令和6年9月1日実施

旧	新
<p><u>当該一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 B の基本料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの</u></p> <p>(ハ)従量料金  <u>従量料金</u>は、その1月の使用電力量1キロワット時に対して<u>次</u>のとおりといたします。</p> <p><u>当該一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力 B の電力量料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの</u></p> <p>(二)電気最終保障供給約款の変更に伴う切替措置  <u>当該一般送配電事業者の電気最終保障供給約款の変更に伴い、(ロ)および(ハ)の料金率に変更となる場合で、計量期間等の始期が変更後の電気最終保障供給約款の実施日よりも前かつ計量期間等の終期が当該実施日以降となる料金の算定における料金率は、変更前の電気最終保障供給約款に定める(ロ)および(ハ)を適用いたします。</u></p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(7) 当社は、当該一般送配電事業者が託送約款等に定める接続送電サービス料金等や<u>電気最終保障供給約款に定める最終保障電力の料金等</u>が改定された場合、または消費税、石油石炭税等が改定された場合は、次の手順に従い、新たな料金単価を定めることができます。</p> <p>イ～ロ (省略)</p> <p>第19条 検針日          検針日は、次により、当該一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(ハ)電力量料金  <u>電力量料金</u>は、その1月の使用電力量1キロワット時に対して<u>料金表</u>のとおりといたします。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(7) 当社は、当該一般送配電事業者が託送約款等に定める接続送電サービス料金等が改定された場合、または消費税、石油石炭税等が改定された場合は、次の手順に従い、新たな料金単価を定めることができます。</p> <p>イ～ロ (省略)</p> <p>第19条 検針日          検針日は、次により、当該一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。</p> <p>(1) (省略)</p>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 北海道電力管内 令和6年9月1日実施

旧	新
<p>(2) お客さまが不在等のため、<u>当社があらかじめお知らせした日に</u>当該一般送配電事業者が検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。</p> <p>(3) やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に、<u>当該一般送配電事業者により</u>検針を行なうことがあります。</p> <p>(4) <u>当該一般送配電事業者の託送約款等に定めのある以下の事情により</u>、(1)にかかわらず、<u>各月ごとに検針が行なわれない</u>ことがあります。なお、<u>□の場合</u>、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。</p> <p>イ～□ (省略)</p> <p>(5)～(7) (省略)</p>	<p>(2) お客さまが不在等のため、当該一般送配電事業者が検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。</p> <p>(3) <u>当該一般送配電事業者は</u>、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に、検針を行なうことがあります。</p> <p>(4) <u>当該一般送配電事業者は、次の場合には</u>、(1)にかかわらず、<u>各月ごとに検針を行なわない</u>ことがあります。なお、<u>当社は、□の場合</u>は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。</p> <p>イ～□ (省略)</p> <p>(5)～(7) (省略)</p>
<p>第21条 使用電力量等の計量および算定</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合および第19条(2)または(4)の場合で検針を行なわなかった<u>場合</u>には、使用電力量および最大需要電力は、当該一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、すみやかに当該一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量および最大需要電力について、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>(7) (省略)</p>	<p>第21条 使用電力量等の計量および算定</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合および第19条(2)または(4)の場合で検針を行なわなかった<u>とき</u>には、使用電力量および最大需要電力は、当該一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、すみやかに当該一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量および最大需要電力について、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>(7) (省略)</p>
<p>第22条 料金の算定</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) (1)イの場合、<u>従量料金</u>に関しては、次のとおり計算します。</p> <p>電力量については、料金の算定期間の使用電力量により算定します。</p>	<p>第22条 料金の算定</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) (1)イの場合、<u>電力量料金</u>に関しては、次のとおり計算します。</p> <p>電力量については、料金の算定期間の使用電力量により算定します。</p>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 北海道電力管内 令和6年9月1日実施

旧	新
<p>第24条 料金その他の支払義務、支払方法および支払期日</p> <p>(1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次によります。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 計量期間等の終期といたします。ただし、第19条(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、また、計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合は、使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。なお、第21条(7)の場合は、そのお客さまの供給地点の属する検針区域の計量期間等の終期といたします。</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ (省略)</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>第37条 損害賠償の免責</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 期間満了によって電力供給契約が終了した場合、第9条(2)によって電力供給契約を解約した場合、第31条によって電気の供給を停止した場合、または第43条によって電力供給契約を解除した場合もしくは電力供給契約が終了した場合には、その名目、理由の如何を問わず、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>第43条 当社による解除</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、電力供給契約を解除することがあります。なお、この場合には、当社または当該債権譲受人は、電力供給契約の解除の15日前までに解除日を予告するとともに、お客さまに対して(i)解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、および(ii)最終保障供給が義務付けられている一般送配電事業</p>	<p>第24条 料金その他の支払義務、支払方法および支払期日</p> <p>(1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次によります。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 計量期間等の終期といたします。ただし、第19条(5)の場合には、実際に検針を行なった日とし、また、第21条(6)の場合は、使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。なお、第21条(7)の場合は、そのお客さまの供給地点の属する検針区域の計量期間等の終期といたします。</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ (省略)</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>第37条 損害賠償の免責</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 期間満了によって電力供給契約が終了した場合、第9条(2)によって電力供給契約を解約した場合、第31条によって電気の供給を停止した場合、または第43条によって電力供給契約を解約した場合もしくは電力供給契約が終了した場合には、その名目、理由の如何を問わず、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>第43条 当社による解約</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、電力供給契約を解約することがあります。なお、この場合には、当社または当該債権譲受人は、電力供給契約の解約の15日前までに解約日を予告するとともに、お客さまに対して(i)解約後無契約となった場合には電気の供給が止まること、および(ii)最終保障供給が義務付けられている一般送配電事業</p>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 北海道電力管内 令和6年9月1日実施

旧	新
<p>者に対し、最終保障供給を申し込むという方法があることを書面で説明いたします。</p> <p>イ～チ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 第40条の際に、当社は、電力供給契約を解除する権利を有します。</p> <p>第44条 お客さまによる解除</p> <p>お客さまは、当社が次のいずれかに該当する場合には、電力供給契約の一部または全部を解除することができます。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>第54条 暴力団排除に関する条項</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) お客さまおよび当社は、相手方が上記の(2)および(3)のいずれかに1つでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、第43条および第44条の定めに従い電力供給契約を解除することができるものとします。</p> <p>(5) お客さまおよび当社は、上記(4)にもとづく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。</p> <p>本約款は、令和6年4月1日から実施いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>附則</b></p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1)～(6) (省略)</p>	<p>者に対し、最終保障供給を申し込むという方法があることを書面で説明いたします。</p> <p>イ～チ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 第40条の際に、当社は、電力供給契約を解約する権利を有します。</p> <p>第44条 お客さまによる解約</p> <p>お客さまは、当社が次のいずれかに該当する場合には、電力供給契約の一部または全部を解約することができます。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>第54条 暴力団排除に関する条項</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) お客さまおよび当社は、相手方が上記の(2)および(3)のいずれかに1つでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、第43条および第44条の定めに従い電力供給契約を解約することができるものとします。</p> <p>(5) お客さまおよび当社は、上記(4)にもとづく解約により解約された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。</p> <p>本約款は、令和6年9月1日から実施いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>別表</b></p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1)～(6) (省略)</p>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 北海道電力管内 令和6年9月1日実施

旧	新
<p>(7) <u>燃料費調整に関する特別措置</u>  <u>基本料金および従量料金について、電力供給契約書に別に定める場合（第15条(3)イおよびロに定める基本料金および従量料金に環境価値に対する料金を加算する場合は除きます。）で、次のいずれかに該当する場合の燃料費調整については、本則の(1)から(5)によらず、変更前の電気供給約款（令和6年1月1日実施）の附則1(1)から(5)により算定いたします。</u>  <u>イ 契約期間の始期が2024年3月31日以前の場合</u>  <u>ロ 2024年3月31日以前から供給を継続しており、2024年4月1日以降の契約更新時に一度も料金単価の改定を行っていない場合</u></p> <p>5 契約に関わる注意事項</p> <p>(1) お客さまが当社との電力供給契約締結前に利用していた小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）との契約内容に、違約金等の解約に関わる支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社との電力供給契約締結に伴う旧事業者との契約<u>解除</u>により、違約金等を請求される場合があります。</p> <p>(2) 以下の旧事業者との取引またはその期間およびその内容等において利用したサービス等について、当社との電力供給契約締結に伴う旧事業者との契約<u>解除</u>をもって、失効または利用停止となる場合があります。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>5 契約に関わる注意事項</p> <p>(1) お客さまが当社との電力供給契約締結前に利用していた小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）との契約内容に、違約金等の解約に関わる支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社との電力供給契約締結に伴う旧事業者との契約の<u>解約</u>により、違約金等を請求される場合があります。</p> <p>(2) 以下の旧事業者との取引またはその期間およびその内容等において利用したサービス等について、当社との電力供給契約締結に伴う旧事業者との契約の<u>解約</u>をもって、失効または利用停止となる場合があります。</p> <p>(3) (省略)</p>